条 例 見 直 し 調 書

		1	作战年曲	亚出 01	在庇
抽太川周立近代主任	お		IF以干及	十八八 21	十戊
			法 担 隹	第14編第5	音笙り節
			四 	<u> </u>	+777 AN
管 部 局 室 課 教育委員会教育局生涯学習文化財課 例 の 概 要 県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設である神奈川県立近代					
美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。					
検	討 内	容		備	考
を図るための社会 も設置する必要が 18条及び地方自治 基づき、県立近代	教育施設でる ある。この 法第 244 条の 美術館の設置	あり、 条例は、 の2第 置、管理	現在において 博物館法第 1項の規定に 理等に関し必		
集、保管及び展示る る調査研究、情報技 美術に関する知識と されており、有効に	を行うとと、 提供等を行っ 及び教養の「 こ機能してい	もに、、 うなど、 句上の ^り いる。	これらに関す 県民の近代 場として利用	平成 20 年度 平成 19 年度	123, 967 105, 857
県立近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴 重な近代美術資料等を収集、保管するという施設 の高い専門性を維持するため、直営で運営してい るが、施設の維持管理業務はPFI事業として行 うなど、組織、職員数等については常に見直しを 行っており、効率的な運営が行われている。					
県立近代美術館は、県民の豊かな学びと生涯学 習環境の充実のため、県の総合計画である「神奈 川力構想」、教育の総合的な指針である「かながわ 教育ビジョン」に基づいて運営されている。					
博物館法上の博物館及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。					
	3		由	特 記 3	事 項
必要はない。 検討する。	現行条例 見受けられ	<u>-</u> 列の運 ルず、 ^具	用上の課題は 現時点では改	19 86 -	r 'A
平成 26 年	度	見直し	規定の有無	有 ((
	昭教 美 をも18 基要 集る美さを 重のるう行 習川教 博と、	教育の設置を持ている。	昭和 42 年神奈川県条例第 6 号 教育委員会教育局生涯学習文化財課 果民の知識及び教育局生涯学の向上必要な事 検	昭和42年神奈川県条例第6号 法 規 集 教育委員会教育局生涯学習文化財課 県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育 美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めてい 検 討 内 容 県立近代美術館は、県民の知識及び教養の向上 を図るための社会教育施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、博物館法第 18条及び地方自治法第 244条の2第1項の規定に基づき、県立近代美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。 県立近代美術館は、近代美術に関する資料の収集、保管及び展示を行うとともに、これらに関する調査研究、情報提供等を行うなど、県民の近代美術に関する知識及び教養の向上の場として利用されており、有効に機能している。なお、観覧料については、平成21年3月に改正を行っている。 県立近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴重な近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴重な近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴重な近代美術館は、県期的な方針に基づいて古常に見直しを行っている。 県立近代美術館は、長期的な方針に基づいて貴重な近代美術館は、県内の豊かな学びと生涯学習環境の高い専門性を維持管理業務はPFI事業として行うなど、組織、職員数等については常に見直しを行っており、効率的な運営が行われている。 県立近代美術館は、県民の豊かな学びと生涯学習環境の充実のため、県の総合計画である「かながわ教育ビジョン」に基づいて運営されている。 博物館法上の博物館及び地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	神奈川県立近代美術館条例 昭和42 年神奈川県条例第6号 法規集 第14編第5 教育委員会教育局生涯学習文化財課 県民の知識及び教養の向上を図るための社会教育施設である神奈美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。 検